

# I 海洋汚染防止関係 廃油処理施設

令和3年10月1日現在

事務所の名称	本 社 所 在 地 本 事 務 所 又 は 施 設 の 所 在 地	事業許可 (届出受理) 年月日	事業開始 年月日	設 備	1日平均 処理能力	受 入 タ ン ク 容 量	備 考
ENEOS株式会社 水島製油所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号 倉敷市水島海岸通4丁目2番	S46.10.11	S46.12.2	A.P.I 800m <sup>3</sup> /H 1基 活性汚泥設備併用	800m <sup>3</sup>	1,000KL ×2	自 重 軽
公協産業株式会社	岡山市東区中尾126番地4 岡山市東区沼2088番地の1	H16.7.16	H16.8.1	調整分離方式 12.5m <sup>3</sup> /H 混合調整(燃料化) 10m <sup>3</sup> /H 混合調整(燃料化) 10m <sup>3</sup> /H	100m <sup>3</sup> 80m <sup>3</sup> 80m <sup>3</sup>	50KL×4 35KL×2 30KL×2 26KL×3 20KL×3 15KL×1 10KL×1	營 重 軽
内田工業株式会社	倉敷市松江3丁目2番46号 倉敷市松江3丁目222番1、227番2	H19.6.25	H19.6.25	遠心分離 6m <sup>3</sup> /H 静置方式 3.375m <sup>3</sup> /H	90m <sup>3</sup> 27m <sup>3</sup>	50KL×1 45KL×1	營 重 軽
ツネイシカムテックス株式会社	福山市沼隈町大字常石1083番地 福山市箕沖町107番地5	S42.9.1	S42.6.1 (法施行前)	T.P.I 30m <sup>3</sup> /H 2基	1,438m <sup>3</sup>	2,500m <sup>3</sup> ×2	營 重 軽
株式会社中国開発	尾道市西藤町字志村75-132	H21.10.21	H22.1.1	油水分離 5m <sup>3</sup> /H 4基 焼却 0.82m <sup>3</sup> /H 2基	140m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup> ×4	自 重 軽
海上自衛隊 呉造修補給油所	呉市吉浦町乙廻官有無番地	S50.7.4	S51.4.19	T.P.I 7m <sup>3</sup> /H 2基 二次処理設備併用	56m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> ×2 30m <sup>3</sup> ×2	自 重
株式会社船 神田造船所	呉市吉浦新町1丁目6番21号 呉市川尻町東2丁目14番21号	H8.6.12	H8.12.1	バイオ処理システム 210kg/H 1基	5t	180m <sup>3</sup> ×1	自 重
株式会社 クリーンエナジー	広島市南区月見町2244-13	H17.6.21	H17.7.1	遠心分離 3m <sup>3</sup> /H 3基 燃料化 8m <sup>3</sup> /H 1基	110m <sup>3</sup>	18m <sup>3</sup> ×4	營 重 軽
ENEOS株式会社 麻里布製油所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号 山口県玖珂郡和木町6丁目1番1号	S46.5.19	S46.5.25	A.P.I 150KL/H 7基 C.P.I 150KL/H 7基 二次処理設備併用	(150×7) 1,050KL	2,500KL×1 5,000KL×1	營 自 重 軽
出光興産株式会社 徳山事業所	東京都千代田区丸の内3丁目1番1号 周南市新宮町1番1号 周南市宮前町1番1号	S47.5.2	S47.6.20	C.P.I 30t/H 1基 二次処理設備併用 A.P.I 1,500t/H 1基	840t 2,160t	3,000t×1 600t×1	營 自 重 軽
喜楽鉱業株式会社	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号 岩国市周東町上久原新神前11番10 美祢市美東町真名756-65 東広島市河内町入野字新栃木7872-2 広島市安佐南区伴西1丁目2-2 広島県山県郡北広島町新氏神72番2号	H15.7.30	H15.8.1	(周東町) 加温遠心分離方式 (美東町・東広島市・広島市) 貯蔵のみ・処理を行わない 油水分離(縦型遠心分離) 4m <sup>3</sup> /H 2基 流動床式焼却炉 6t/H 1基 破碎機 0.475t/H 1基 破碎機 0.31875t/H 1基	64m <sup>3</sup> 64m <sup>3</sup> 144t 3.8t 2.55t	200KL×2 200KL×2 200KL×1 200KL×1 42m <sup>3</sup> ×2 73.5m <sup>3</sup> ×1 30m <sup>3</sup> ×1 50m <sup>3</sup> ×1 30.6m <sup>3</sup> ×2 21m <sup>3</sup> ×2 17.5m <sup>3</sup> ×1 52.5m <sup>3</sup> ×1 200KL×3	營 重 軽
三光株式会社	境港市昭和町5番17号 境港市潮見町1番地	S56.12.4	S57.5.19	焼却炉 廃油1,300L/H 廃水2,000L/H	31,200L	50m <sup>3</sup> ×3	營 重
山陰興業株式会社	出雲市神西沖町2487番地5 出雲市神西沖町2487番地5 鳥取県八頭郡智頭町市瀬900-1 松江市八幡町796-20	S57.4.30	S57.9.10	加温 1.8KL/H 1基 油水分離機 1基 縦型遠心分離機 2基	55.2KL	30KL×1 92.6KL×1 30KL×1 28.5KL×3	營 重

注 備考欄の廃油処理業者、自は自家用廃油処理施設設置社、重は廃重質油の処理、軽は廃軽質油の処理を表す。

海上安全  
環境部編

## II 船舶油濁等損害賠償保障法関係

船舶油濁等損害賠償保障法（油賠法）は、海難等により船舶から油等が流出して発生する汚染損害に対する賠償を保障することで被害者を保護し、海上輸送の健全な発達に資することを目的に、昭和50年（1975年）に制定されたもので、船舶に対する保険加入の義務付け等が定められています。

しかし近年、海難事故発生時に保険会社から保険金が支払われず、船舶所有者による賠償もされないという事例が発生したことから、被害者に対してより確実な賠償を確保するための条約批准と国内法制化の必要が生じました。そこで我が国は令和2年に「2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（燃料油汚染損害の民事責任条約）」及び「2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約（難破物除去ナイロビ条約）」を批准し、両条約に対応するため船舶油濁等損害賠償保障法が改正され、令和2年（2020年）10月1日より施行されています。

今般の改正では、外航船舶のみならず内航船舶にも、国際総トン数に応じて、船主責任保険（PI保険）への加入、国土交通省の交付する保障契約証明書等の船内備置きが義務付けられています。

また、従来から対象船舶が我が国の港に入港する際には、地方運輸局等への保障契約情報の事前通報（入港通報）が義務づけられており、入港時の審査を通じて、条約を担保する保障額の保険に加入しているかの確認を行っています。

### 1. 条約証書等交付件数

（単位：件）

種 別 \ 年 度	27	28	29	30	R 1	R 2
条約証明書（CLC）	0	0	0	0	0	10
条約証明書（難破物）	0	0	0	0	0	950
条約証明書（燃料油）	0	0	0	0	0	403
一般船舶保障証明書	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	1,363

※条約証明書は令和2年から交付

### 2. 保障契約情報の通報件数

（単位：件）

種 別 \ 年 度	27	28	29	30	R 1	R 2
新 規 通 報	6,506	6,426	6,142	5,967	5,551	5,315
変 更 通 報	9,779	9,796	8,924	9,467	8,685	9,026
合 計	16,285	16,222	15,066	15,434	14,236	14,341

### 3. 備置命令書等発出件数

（単位：件）

区 分 \ 年 度	27	28	29	30	R 1	R 2
備置命令書等発出件数	1	4	2	3	0	0

### Ⅲ 船舶登録及び測度関係

#### 1. 登録船舶状況

令和2年12月末現在

船質	区分	本局		尾道		因島		呉		鳥取		島根		岡山		山口		計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
鋼	20 <sup>ト</sup> 以上100 <sup>ト</sup> 未満	36	2,060	26	1,597	3	265	11	708	31	2,624	14	1,041	23	1,580	12	820	156	10,695
	100 <sup>ト</sup> 〃1,000 <sup>ト</sup> 〃	132	56,050	131	57,627	6	1,191	116	45,902	34	7,231	25	5,431	165	66,840	94	38,421	703	278,693
	1,000 <sup>ト</sup> 〃3,000 <sup>ト</sup> 〃							4	7,727			3	7,084	3	4,985	3	5,790	13	25,586
	3,000 <sup>ト</sup> 〃10,000 <sup>ト</sup> 〃	1	3,702	4	16,000			5	23,641							3	11,844	13	55,187
船	10,000 <sup>ト</sup> 〃30,000 <sup>ト</sup> 〃	1	12,690															1	12,690
	30,000 <sup>ト</sup> 〃50,000 <sup>ト</sup> 〃									1	40,068					3	113,978	4	154,046
	50,000 <sup>ト</sup> 〃											2	101,333			2	124,443	4	225,776
	計	170	74,503	161	75,224	9	1,456	136	77,978	66	49,923	44	114,889	191	73,405	117	295,296	894	762,673
木	20 <sup>ト</sup> 以上100 <sup>ト</sup> 未満			1	35													1	35
	100 <sup>ト</sup> 〃1,000 <sup>ト</sup> 〃																		
合	計			1	35													1	35
	20 <sup>ト</sup> 以上100 <sup>ト</sup> 未満	36	2,060	27	1,632	3	265	11	708	31	2,624	14	1,041	23	1,580	12	820	157	10,730
	100 <sup>ト</sup> 〃1,000 <sup>ト</sup> 〃	132	56,050	131	57,627	6	1,191	116	45,902	34	7,231	25	5,431	165	66,840	94	38,421	703	278,693
	1,000 <sup>ト</sup> 〃3,000 <sup>ト</sup> 〃							4	7,727			3	7,084	3	4,985	3	5,790	13	25,586
計	3,000 <sup>ト</sup> 〃10,000 <sup>ト</sup> 〃	1	3,702	4	16,000			5	23,641							3	11,844	13	55,187
	10,000 <sup>ト</sup> 〃30,000 <sup>ト</sup> 〃	1	12,690															1	12,690
	30,000 <sup>ト</sup> 〃50,000 <sup>ト</sup> 〃									1	40,068					3	113,978	4	154,046
	50,000 <sup>ト</sup> 〃											2	101,333			2	124,443	4	225,776
	合 計	170	74,503	162	75,259	9	1,456	136	77,978	66	49,923	44	114,889	191	73,405	117	295,296	895	762,708

※鋼船には鋼・強化プラスチック・軽合金・アルミニウム合金を含む  
 ※木船には「木及び強化プラスチック」を含む

## 2. 管内及び全国の登録船舶の推移

区分	平成23年12月末		平成24年12月末		平成25年12月末		平成26年12月末		平成27年12月末		平成28年12月末		平成29年12月末		平成30年12月末		令和1年12月末		令和2年12月末	
	汽船 隻数 総トン数	帆船 隻数 総トン数	鋼船 隻数 総トン数	木船 隻数 総トン数	鋼船 隻数 総トン数	木船 隻数 総トン数	鋼船 隻数 総トン数	木船 隻数 総トン数	鋼船 隻数 総トン数	木船 隻数 総トン数	鋼船 隻数 総トン数	木船 隻数 総トン数	鋼船 隻数 総トン数	木船 隻数 総トン数	鋼船 隻数 総トン数	木船 隻数 総トン数	鋼船 隻数 総トン数	木船 隻数 総トン数	鋼船 隻数 総トン数	木船 隻数 総トン数
管内	汽船 隻数 総トン数	1,007 536,153	— —	987 655,985	950 726,394	941 809,436	922 797,548	905 792,974	907 753,286	903 724,415	894 799,943	895 762,708	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	帆船 隻数 総トン数	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
管内	鋼船 隻数 総トン数	1,004 535,883	984 655,716	950 726,394	940 809,380	921 797,492	904 792,918	906 753,252	902 724,380	893 799,908	894 762,673	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	木船 隻数 総トン数	3 270	3 270	0 0	1 56	1 56	1 56	1 56	1 35	1 35	1 35	1 35	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
全国	鋼船 隻数 総トン数	7,511 16,999,919	7,396 18,143,315	7,262 19,440,750	7,173 20,630,896	7,094 21,779,644	7,067 23,289,121	7,043 25,349,184	7,021 26,981,411	7,034 28,281,623	7,011 27,456,563	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	木船 隻数 総トン数	19 1,858	19 1,858	18 1,671	15 1,318	14 1,283	14 1,283	14 1,283	10 732	21 1,539	13 1,168	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
全国	計 隻数 総トン数	7,530 17,001,777	7,415 18,145,173	7,280 19,442,421	7,188 20,632,214	7,108 21,780,927	7,081 23,290,404	7,053 25,349,916	7,042 26,982,950	7,047 28,282,790	7,024 27,457,731	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	管内の比率	13.4% 3.2	13.3% 3.6	13.0% 3.7	13.1% 3.9	13.0% 3.7	12.8% 3.4	12.9% 3.0	12.8% 2.7	12.7% 2.8	12.7% 2.8	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
管内の平均総トン数	1隻あたりの平均総トン数	532 2,258	665 2,447	765 2,671	860 2,870	865 3,064	876 3,289	831 3,594	802 3,832	895 4,013	852 3,909	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	管内の推移(対前年比率)	100 103	98 122	96 111	99 111	98 99	98 99	100 95	100 96	99 110	100 95	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
全国の平均総トン数	1隻あたりの平均総トン数	98 109	98 107	98 107	99 106	99 106	100 107	100 109	100 106	100 105	100 97	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	全国の推移(対前年比率)	98 109	98 107	98 107	99 106	99 106	100 107	100 109	100 106	100 105	100 97	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —

### 3. 船舶のトン数測度

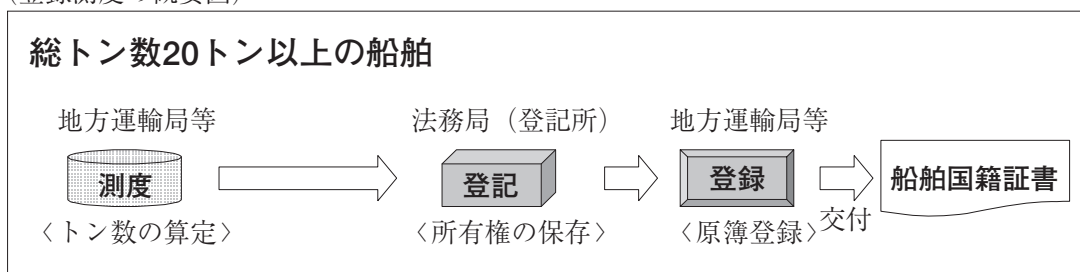
「船舶法」及び「船舶のトン数の測度に関する法律」等に基づき、船舶の構造を調査のうえ、寸法を計測してその容積を算定し、以下のトン数の数値を決定しています。

- (1) 総トン数（船舶国籍証書）
- (2) 国際総トン数・純トン数（国際トン数証書）
- (3) 責任トン数（責任トン数確認書）
- (4) バージ等の総トン数（総トン数証書）
- (5) 載貨重量トン数（載貨重量トン数証書）
- (6) 外国船舶のトン数（連合王国やアメリカ合衆国の外国船舶トン数証書等）
- (7) 運河トン数（パナマ運河トン数証書・スエズ運河トン数証書）

総トン数20トン以上の日本船舶は、船舶法に基づき、日本に船籍港を定め登録することが義務づけられています。登録の内容は、船の個性及び同一性を表すために必要なものとして、船舶番号、船名、総トン数、主要寸法（長さ・幅・深さ）などがあります。

総トン数は、船舶登録の基本事項であるばかりではなく、船舶の安全・環境に関する構造・設備、乗組員の資格、課税・入港料の算定など海事に関する諸制度における基準として広く用いられています。

(登録測度の概要図)



- 総トン数の決定後に上部構造物の増設・撤去や開口を閉鎖するなどの改造を行った場合は、改めて測度を受け、登録事項の変更を行わなければなりません。（総トン数が変わる場合に限りです。）
- 国際航海に従事する船舶は、国際条約に基づき国際トン数証書の交付を受ける必要があります。国際トン数証書には、国際総トン数と純トン数が記載されますが、「国際総トン数」は船舶国籍証書に記載された「総トン数」とは異なるため、日本船舶を海外に輸出する際は注意が必要です。

## IV 船舶検査関係

### 1. 船舶検査の状況

船舶の検査は、「船舶安全法」に基づく、船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査並びに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく海洋汚染防止設備等の検査、その他危険物の運送等の検査や立入検査を行っている。

また、検査合理化制度として、一定の品質管理、自主検査等の能力を持つ認定された事業場において物件等の製造を行う製造認定事業場は管内で6社、改造修理認定事業場は1社、また、整備規程に従って自主検査等の能力を持つと認定された事業場が物件の整備を行う整備認定事業場は管内で10事業場となっている。

大量生産される物件に対し検査の合理化を図るため導入された制度で型式承認の事業場は29事業場となっている。

また、「船舶検査の方法」の一部として、サービスステーション制度を利用することにより、検査の合理化を図っているサービスステーション等は55事業場となっている。

### 2. 製造認定事業場

令和3年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
(株)ダイハツメタル	出雲市	内燃機関のシリンダーライナー
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ
(株)三井E&S造船	玉野市	鋼製船体、アルミニウム合金製船体
(株)三井E&S造船	玉野市	内燃機関、排気タービン過給機
大晃機械工業(株)	山口県熊毛郡	ポンプ（油圧ポンプを除く。）
日東化成工業(株)	備前市	その他の仕切り材料

### 3. 改造修理認定事業場

令和3年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ

## 4. 整備認定事業場

令和3年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
船田船用品(株)	広島市	膨脹式救命いかだ
協栄マリンテクノロジー(株)福山営業所	福山市	〃
金田商事(株)	尾道市	〃
綱田工業(株)	尾道市	〃
内海エンジニアリング(株)	尾道市	〃
船田産業(株)呉SS	呉市	〃
(株)昭和船具店	境港市	〃
まるか商事(株)	境港市	〃
和幸(株)松江SS	松江市	〃
(株)愛徳	周南市	〃

## 5. 船舶型式承認物件

令和3年4月1日現在

事業場	所在地	承認物件
中国塗料(株)	大竹市	表面仕上材
(株)赤尾	福山市	個人装具(安全燈及び手おのを除く。)
早川ゴム(株)	福山市	表面仕上げ材
(株)大晃産業	尾道市	防火戸・仕切り電線貫通部・不燃性材料・仕切り隔壁・仕切り甲板表面仕上材・遮音仕切り甲板・遮音仕切り隔壁・遮音戸
(株)アイメックス	尾道市	防火戸
旭・スチール工業(株)	府中市	防火窓・防火戸・遮音戸
(株)ニチマンラバーテック	府中市	表面仕上材
Y A M A X (株)	府中市	第二種船橋航海当直警報装置
(株)ユウホウ	福山市	油吸着材
和典電機工業(株)	尾道市	浸水警報装置の警報盤・浸水警報装置の検知器
(株)ヒロヨシ	三原市	火災の危険の少ない家具及び備品
谷口商会(株)	岡山市	油吸着材
海和工業(株)	岡山市	オイルフェンス
阪神素地(株)	岡山市	イマーション・スーツ
ウォータークリーン(株)	倉敷市	油吸着材
(株)銭屋アルミニウム製作所	倉敷市	自動離脱装置・浮揚型軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
(株)タケヤリ	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
丸進工業(株)	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
日東化成工業(株)	備前市	仕切り電線貫通部・油処理剤
日本ミユウ(株)	備前市	洗浄機・持ち運び式機械通風装置・通風機
サン電器工業(株)	笠岡市	第四種汽笛
トーヨーポリマー(株)	美作市	表面仕上材
(株)城南エコテック	岡山県和気郡和気町	油吸着材
岡山中尾フィルター工業(株)	岡山県小田郡矢掛町	油吸着材
日本ペイントマリン(株)	岡山県勝田郡勝央町	表面仕上材
ユニセル(株)	岩国市	油吸着材
村上商事(株)	岩国市	油吸着材
東洋鋼鋳(株)	周南市	表面仕上材
大晃機械工業(株)	山口県熊毛郡田布施町	油水分離器・ふん尿等浄化装置



## 6. 船舶電気装工事事業者の施設及び能力基準適合事業所

令和3年4月1日現在

事業所	所在地	電話番号		備考
大西電機工業(株)	広島市	(082)554-9011	2	備考欄の1～4は、次による。 1：総トン数200トン未満の旅客船及び漁船、総トン数500トン未満の貨物船並びに総トン数100トン未満の危険物ばら積船に限る。 2：総トン数500トン未満の旅客船及び漁船、総トン数5,000トン未満の貨物船並びに総トン数500トン未満の危険物ばら積船に限る。 3：総トン数5,000トン未満の旅客船及び漁船、総トン数20,000トン未満の貨物船並びに総トン数5,000トン未満の危険物ばら積船に限る。 4：全ての船舶（水中翼船及びホバークラフト等特殊船を除く。）
(株)三協電機	尾道市	(0848)48-4356	3	
山陽船舶電機(株)	尾道市	(0848)22-7154	4	
協成電機(株)尾道事業所	尾道市	(0848)46-2451	3	
向島ドック(株)	尾道市	(0848)44-0001	1	
(株)三和ドック	尾道市	(0845)26-1111	4	
B E M A C (株)	東広島市	(08464)5-2785	3	
協成電機(株)	呉市	(0823)73-5111	2	
大東電機工業(株)	呉市	(0823)22-8515	3	
(有)澤無線電機	鳥取県岩美郡岩美町	(0857)72-8015	1	
(有)吉田電機工業所	境港市	(0859)42-6811	2	
(有)浜崎電機工業所	松江市	(0852)21-0644	2	
和幸(株)	松江市	(0852)24-4468	1	
サン電工(株)	玉野市	(0863)31-4167	3	
(株)日本船舶電装工事	玉野市	(0863)32-2520	3	
(有)神田電機商会	備前市	(0869)64-2576	2	



## 7. サービスステーション

令和3年4月1日現在

事業所	所在地	内燃機関	降下式 乗込装置	全世界的な海上遭難 安全システム (GMDSS)		航海用 レーダー等
				救命設備	航海用具	
イワナカ(有)	広島市				○	○
船田船用品(株) 広島SS	広島市			○		
日本電波興業(株)	広島市				○	○
(株)マリンネットサービス	広島市				○	○
(株)広島ヤンマー商事	広島市	○				
(株)新来島宇品どっく	広島市	○				
(株)江田島造船所	江田島市	○				
(有)尾道電業社	尾道市				○	○
(有)尾道マリンサービス	尾道市				○	○
金田商事(株)	尾道市		○	○		
大洋電子工業(株)	尾道市				○	○
綱田工業(株) 尾道支店	尾道市		○	○		
(株)豊國 尾道営業所	尾道市			○	○	○
(株)西日本電波研究所 尾道支店	尾道市				○	○
(有)広無線	尾道市				○	○
(有)みたに	尾道市	○				
(株)高升船舶工業	尾道市	○				
向島造機(株)	尾道市	○				
向島ドック(株)	尾道市	○				
日昇無線(株)	尾道市				○	○
(株)三和ドック	尾道市	○				
内海造船(株) 瀬戸田工場	尾道市	○				
協栄マリンテクノロジ(株) 福山営業所	福山市		○			
古野電気(株) 広島支店	三原市				○	○
海洋電波(株)	呉市				○	○
(株)豊國	呉市			○	○	○
船田産業(株)	呉市		○	○	○	
(株)神田造船所 若葉工場	呉市	○				
(株)神田造船所 川尻工場	呉市	○				
フルノ関西販売(株) 境港支店	境港市				○	
(有)吉田電機工業所	境港市			○	○	
共和水産(株)	境港市	○				
(有)旭鉄工所	境港市	○				
ヤンマー船用システム(株) 中国営業部山陰支店	境港市	○				
ヤンマー船用システム(株) 中国営業部鳥取営業所	鳥取市	○				
(株)福栄	境港市	○				
和幸(株)	松江市			○	○	○
東備ヤンマー(株)	備前市	○				
(有)松木鉄工所	備前市	○				

(注) ○印が整備等の証明項目

航海用レーダー等には、船舶自動識別装置及びこれに接続する衛星航法装置並びに航海情報記録装置を含む

## 8. JCI (日本小型船舶検査機構)

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)254-6027
尾道支部	尾道市	(0848)23-7250
岡山支部	岡山市	(086)200-1780
境支部	境港市	(0859)47-2220
下関支部	下関市	(083)245-3241

## 9. その他の検査機関

(1) 日本海事協会 (NK)

船級船 (主として国際航海船)

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)249-1971
尾道支部	尾道市	(0848)25-2400
尾道支部 因島事務所	尾道市 因島土生町	(0845)22-0012
岡山支部	岡山市	(086)221-3645

(2) 日本海事検定協会 (NKKK)

(危険物の積付等に関する検査)

	所在地	電話番号
広島事務所	広島市	(082)254-0237
水島事業所	倉敷市	(086)446-2105
福山事務所	福山市	(084)941-0253
尾道事務所	尾道市	(0848)22-5229
呉事業所	呉市	(0823)21-6149
岩国事務所	岩国市	(0827)21-3415
徳山事業所	周南市	(0834)21-5340

# V 船員法適用船員等の概要

## 1. 船舶所有者数、船舶数、船員数の現況

令和2年10月1日現在

区分	報告対象者数	報告者数	隻数	総トン数	乗組員						予備船員				合計				
					雇用船員		家族船員		小計		職員	部員	計	職員	部員	計	職員	部員	合計
					職員	部員	職員	部員	職員	部員									
本局	79	74	264	111,850.16	851	343	14	3	865	346	1,211	222	95	317	1,087	441	1,528		
尾道海事事務所	76	75	193	151,424.95	618	232	14	3	632	235	867	194	68	262	826	303	1,129		
因島海事事務所	13	12	27	20,172.81	70	39	2	1	72	40	112	38	18	56	110	58	168		
呉海事事務所	91	89	152	104,493.64	542	128	52	12	594	140	734	86	23	109	680	163	843		
鳥取運輸支局	55	55	95	10,216.50	265	403	3	1	268	404	672	0	0	0	268	404	672		
鳥根運輸支局	87	81	185	22,827.04	328	508	25	0	353	508	861	7	39	46	360	547	907		
岡山運輸支局	51	49	138	74,344.83	489	139	7	0	496	139	635	126	71	197	622	210	832		
水島海事事務所	59	54	144	21,906.10	329	66	27	2	356	68	424	41	23	64	397	91	488		
山口運輸支局	113	111	229	135,334.14	670	253	16	1	686	254	940	173	35	208	859	289	1,148		
計	624	600	1,427	652,570.17	4,162	2,111	160	23	4,322	2,134	6,456	887	372	1,259	5,209	2,506	7,715		

## 2. 船舶所有者数、船舶数、船員数の推移

年別 所有船舶数	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
	船舶所有者数(者)	1,023	979	915	883	881	835	807	782	758	717	673	677	662	653	640
船舶数(隻)	1,889	1,832	1,700	1,659	1,616	1,598	1,559	1,536	1,486	1,453	1,425	1,396	1,290	1,400	1,414	1,427
船員数(人)	8,897	9,014	8,785	8,800	8,487	8,374	8,138	8,021	7,869	7,733	7,665	7,696	7,673	7,767	7,832	7,715

### 3. 船員法関係業務の処理状況

令和2年度

種別	船員手帳交付				訂正	写真貼換	雇入契約の成立等の届出						法19条関係			記載事項証明
	新規	再交付	書換	計			雇入	雇止	更新	変更	就退	計	受理	証件数	明通数	
本局	98	0	53	151	11	0	515	539	0	180	1	1,235	50	51	57	0
尾道	19	0	32	51	6	0	595	649	0	145	1	1,390	185	185	191	1
因島	11	0	14	25	0	0	491	379	0	101	0	971	75	75	78	1
呉	39	0	40	79	8	0	521	413	0	251	3	1,188	73	73	75	0
鳥取	39	0	22	61	7	0	446	406	16	229	0	1,097	14	14	25	0
島根	4	0	8	12	3	0	21	19	0	9	0	49	2	2	2	0
岡山	10	1	27	38	2	0	151	159	0	52	0	362	12	12	12	0
水島	19	0	22	41	2	0	2,118	2,135	0	621	1	4,875	45	45	47	0
山口	34	1	36	71	3	0	2,833	2,854	2	947	0	6,636	32	32	37	0
小計	175	2	201	378	31	0	7,176	7,014	18	2,355	5	16,568	438	438	467	2
指定市町村 (25) 計	243	10	182	435	21	0	5,287	5,201	7	1,457	2	11,954	329	330	357	—
合計	516	12	436	964	63	0	12,978	12,754	25	3,992	8	29,757	817	819	881	2

## 4. 労務監査の状況

各年度別現在

年度別	監査 延日数	船舶監査			事業場監査			合計			
		監査 隻数	違反 隻数	違反 件数	監査事 業場数	違反事 業場数	違反 件数	監査数 A	違反数 B	違反 件数	違反率 $\frac{B}{A}$ %
30	917	621	23	25	1	0	0	622	23	25	3.7
令和 元年	832	592	23	25	1	0	0	593	23	25	3.9
令和 2年	520	380	14	17	2	1	1	382	15	18	3.9

## 5. 災害疾病発生の現状と推移

### (1) 災害疾病発生状況

令和元年度

区分 船種	災 害		疾 病	
	発生件数	千人率	発生件数	千人率
一般船舶	27	5.8	21	4.5
漁 船	34	20.3	14	8.4
そ の 他	8	5.4	21	14.2
計	69	8.8	56	7.2

(2) 年度別災害発生状況  
(災害)

(千人率)

(全体)

年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
中国	25.8	20.3	16.5	18.7	15.5	13.6	12.2	11.8	12.4	12.7	9.6	12.1	10.4	10.4	10.7	11.4	6.5	9.4	8.8
全国	23.0	17.6	12.5	11.9	11.3	11.8	11.3	11.5	11.1	10.9	10.5	11.0	10.3	10.2	9.3	9.3	8.6	8.8	8.3

(千人率)

(一般船舶)

年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
中国	17.7	12.0	9.4	10.4	10.9	7.1	7.5	7.1	6.7	6.1	6.4	7.8	4.7	7.3	5.7	6.7	5.7	5.5	5.8
全国	17.4	11.7	10.1	10.5	10.9	9.3	9.5	9.0	8.5	8.3	9.6	8.8	7.9	7.7	7.8	7.4	7.0	5.7	6.1

(千人率)

(漁船)

年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
中国	43.5	44.6	38.0	43.9	27.2	32.1	28.7	25.9	29.0	29.3	22.9	26.8	28.5	21.8	21.1	28.4	11.8	23.9	20.3
全国	30.2	25.8	16.5	15.7	14.6	16.2	14.8	15.5	15.2	15.3	13.6	15.3	14.3	14.2	12.4	13.5	12.3	13.4	12.3

(千人率)

(その他の船舶)

年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
中国	19.1	13.1	9.2	10.6	14.7	10.5	6.8	9.8	8.9	11.5	2.4	6.8	5.6	6.3	13.3	5.9	3.2	5.1	5.4
全国	15.3	10.9	8.0	6.2	5.6	6.8	6.5	7.4	7.4	6.7	6.4	6.9	7.2	7.7	6.7	5.6	5.2	7.5	6.5

(3) 年度別疾病発生状況

(疾病)

(全体)

(千人率)

年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
中国	33.4	27.4	18.1	14.3	14.3	12.5	14.2	11.8	11.7	7.9	8.1	10.1	6.7	5.9	7.4	6.0	5.9	6.2	7.2
全国	28.1	22.0	11.2	9.8	10.7	11.4	11.0	10.9	12.0	9.9	9.1	10.0	9.2	8.8	8.9	8.7	8.1	8.3	8.3

(一般船舶)

(千人率)

年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
中国	29.5	22.7	13.5	12.8	9.3	10.8	11.6	8.1	8.5	5.3	7.1	8.7	5.2	3.9	6.6	5.2	6.1	6.6	4.5
全国	29.4	22.7	14.3	12.0	12.6	14.8	13.0	11.9	15.0	12.0	11.0	12.0	10.2	8.9	9.3	9.2	7.9	8.8	8.7

(漁船)

(千人率)

年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
中国	45.9	48.5	32.1	21.0	29.6	17.5	24.7	23.3	21.0	16.6	14.3	19.9	9.3	11.0	8.0	9.3	6.0	3.6	8.4
全国	28.8	23.8	10.8	9.7	10.9	10.1	12.0	11.4	9.8	8.9	8.7	9.7	9.3	8.9	8.0	8.9	8.3	8.2	7.8

(その他の船舶)

(千人率)

年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
中国	22.4	14.7	12.9	9.9	9.8	11.7	9.9	9.8	9.5	4.8	3.6	2.5	7.5	6.3	9.3	4.6	5.2	7.7	14.2
全国	23.1	16.8	7.2	6.5	7.2	8.4	6.6	7.7	8.4	8.0	6.2	7.5	7.4	8.5	9.9	7.4	8.3	7.4	8.2



## 6. 船員労働安全衛生月間運動実施状況

令和2年度

船員災害 防止大会	広 報		サバイバル トレーニング	講習会等
	ポスター しおり 配布数	横断幕等 掲示数		
2会場 85人	645枚 810部	24ヶ所	0回 0人	0回 0人

訪 船		巡回健康診断	健康相談所併設	船舶飲用水検査
安全指導	衛生指導			
53回 134隻	53回 134隻	萩地区 121人	4施設 39人	0隻

## 7. 船員安全衛生推進会設立状況

名 称	代表者	所 在 地	設立年月日
広島船員安全衛生推進会（旅客船・カーフェリー）	内堀 達也	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10.7.8
広島船員安全衛生推進会（内航貨物船等）	埜野 治次	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10.7.8
鳥取網代港船員安全衛生推進会（沖合底曳網漁業）	板倉 高司	鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182-470	H11.2.26
呉船員安全衛生推進会（内航貨物船等）	河菜 春文	呉市広大新開1-12-20	H11.12.7

## VI 海技資格に関する業務の概要

### 1. 海技士国家試験実施状況（中国・大型）

（単位：人）

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
受験者数	1,300	1,389	1,313	1,523	1,739	2,077	2,165	2,069	2,088	1,929
合格者数	758	1,000	892	1,080	1,186	1,005	1,180	1,311	1,181	794

## 2. 海技士及び小型船舶操縦士免許関係事務取扱状況

種別 年度	免許登録			海技免状引換	海技免状 操縦免許証 訂正・再交付	海技免状 操縦免許証 失効・再交付	海技免状・操縦免許証更新				海技免状 限定解除	乗組基準 特例許可
	大 型	小 型	計				大 型	小 型	通 信	計		
H23	367	3,978	4,345	0	337	1,863	1,086	24,921	10	26,017	98	173
H24	574	4,622	5,196	0	462	1,761	1,089	26,119	13	27,221	92	155
H25	440	4,768	5,208	0	523	2,052	1,418	26,554	11	27,983	119	116
H26	537	4,244	4,781	2	250	2,040	1,232	25,492	11	26,735	220	155
H27	615	4,383	4,998	0	185	2,237	1,375	23,440	51	24,866	462	135
H28	513	4,168	4,681	11	205	1,937	976	23,015	7	23,998	351	125
H29	603	4,121	4,724	8	533	1,524	1,284	24,265	26	25,575	232	95
H30	623	3,739	4,362	0	465	1,517	1,184	23,010	3	24,197	179	127
R 1	592	3,736	4,328	7	587	1,442	1,196	21,776	10	22,982	174	138
R 2	594	4,323	4,917	0	483	1,491	1,137	18,738	23	19,898	147	157

(注) 海技免状引換欄は、海技免状の様式変更に伴う引換件数をいう。

## 3. 境水先区水先実績

年度別	区 分	隻 数			総 ト ン 数		
		日本船	外国船	計	日 本 船	外 国 船	計
H23		1	246	247	745	5,854,846	5,855,591
H24		4	222	226	115,464	6,352,025	6,467,489
H25		4	211	215	200,568	7,606,250	7,806,818
H26		4	222	226	200,568	7,736,119	7,936,687
H27		4	224	228	145,228	8,762,699	8,907,927
H28		14	229	243	535,716	10,436,614	10,972,330
H29		21	283	304	814,440	14,861,973	15,676,413
H30		30	244	274	1,024,489	13,218,113	14,242,602
R 1		22	220	242	866,530	11,549,546	12,416,076
R 2		16	121	137	590,173	4,164,242	4,754,415

# VII 管内旅客船事故発生状況

令和2年度

		衝突・接触		乗 揚 げ	機 関 故 障	火 災	浸 水	推 進 器 障 害	舵 故 障	車 両 事 故	そ の 他	計
		船 舶	そ の 他									
船 種 別	在 来 船		1					1				2
	カーフェリー	1	5		5							11
	高 速 船			1								1
計		1	6	1	5			1				14
月 別	4		2		1							3
	5				1							1
	6											
	7	1	1		2							4
	8				1							1
	9											
	10		1									1
	11											
	12		1					1				2
	1			1								1
	2		1									1
	3											

海上安全  
環境部編

## VIII 外国船舶監督の概要

### 1. PSCのはじまりと現状

1970年代に多発した大型船の海難事故を背景に、海上における人命の安全確保及び海洋環境の保全を図るため、旗国による監督が不十分で国際条約の基準に適合していない船舶（＝サブスタンダード船）を排除する機運が高まりました。

船舶の条約遵守に関する監督は、その船舶が登録されている旗国が行っていますが、サブスタンダード船による海難事故や海洋汚染が跡を絶たないため、1982年欧州でパリMOU（Memorandum Of Understanding on PSC（PSCに関する覚書））が採択され、旗国の監督を補完するものとして寄港国による外国船舶の監督（ポートステートコントロール：Port State Control）を実施していく地域協力体制が初めて確立されました。アジア・太平洋地域では1993年に東京MOUが採択され、現在ではPSCへの地域的な取り組みは世界の9地域（欧州、アジア・太平洋、地中海、黒海、中東、中西部アフリカ、インド洋、カリブ海、南米）に及んでいます。

我が国では、1983年から地方運輸局等によりPSCが開始され、1997年度には専従の外国船舶監督官組織が創設されて全国の地方運輸局等に配置されました。また、東京MOUへも設立当初から主要メンバー国として参加しています。

PSCの主な業務は、我が国の港に入港した外国船舶に立ち入り、条約が定める基準の適合性について検査することです。検査の結果、基準に適合していない場合には是正を指導しますが、航海の安全や海洋環境に対する切迫した脅威となる重大な基準不適合については、是正されるまで出港を差し止める行政処分を行うこととなります。

適用される国際条約は海上人命安全条約（SOLAS）、海洋汚染防止条約（MARPOL）、船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する条約（STCW）、海上労働条約（MLC）、バラスト水管理条約（BWM）等があり、近年の新たな条約の発効や度重なる条約改正により検査対象範囲の拡大や内容の複雑化が進み一層多様化しているため、外国船舶監督官にはより高度な専門知識と能力が求められています。

### 2. 中国運輸局におけるPSCの現状

中国運輸局は中国5県（山口県の一部を除く）を管轄しており、令和2年における管内主要港への外国船舶入港隻数は9,714隻で、瀬戸内海側では鉄鋼関連、輸送機械関連、石油・石油化学コンビナート等の基幹産業が多いため様々な船種の外国船舶が入港し、日本海側では中国・韓国間のコンテナ船や木材を運ぶロシア籍船等環日本海諸国との貿易に携わる外国船舶の入港が目立っています。

このような状況の下、中国運輸局では1983年から船舶検査官、船員労務官が合同でPSCを実施していましたが、1997年4月から専従の外国船舶監督官を本局及び山口運輸支局（徳山庁舎）に配置した後、現在は岡山運輸支局水島海事事務所、尾道海事事務所、鳥取運輸支局（境庁舎）にも配置して、外国船舶監督業務の更なる充実強化を図っています。

### 3. PSCに関する国際的な技術協力

PSCは国際的な協調も必要であることから、東京MOUにおいて加盟各国のPSC検査官に対する研修や技術交流が行われています。中国運輸局では、東京MOU主催の研修や技術交流への講師派遣、外国人研修生の受け入れなど積極的に協力しています。